

家族信託であっても受託者がしなければならないこと

1 はじめに

相続対策又は財産の管理対策として、家族間で信託契約を締結するケース(家族信託)が増えているようです。信託とは、元々の財産の所有者(委託者)が、一定の目的のために信託契約等によって信頼できる者(受託者)に対して財産(信託財産)を移転し(その財産の所有権は受託者に移ります。)、受託者はその信託契約等の定めに従って、信託財産を保有・管理・処分して、それによって生み出される成果(金銭等)を受益者に給付するというしくみです。税務上は、信託財産は受益者が有する者とみなされます。信託を支えるのは受託者であり、今回は、信託の3当事者の中で一人重責を負う受託者の権限や責任等について説明します。

2 受託者の権限(法 26 条)

受託者は、信託財産の所有者として信託契約等で定められた信託の目的の達成のために、必要な行為をします。これは同時に義務でもありますが、信託契約等において、予め権限の範囲を制限する(受託者がやってはいけない行為を定める)こともできます。

3 信託事務の第三者への委託(法 28 条)

受託者は信託契約等に信託事務の処理を第三者に委託する(又は委託できる)旨の定めがあるとき、また、その定めがないときでも、信託事務の処理を第三者に委託することが信託の目的に照らして適当であると認められるとき等は、信託事務の処理を第三者に委託することができます。信託財産が預貯金であれば、通常はそのような必要は考えられませんが、賃貸不動産の場合に、賃貸不動産の賃貸契約やメンテナンス、家賃の収受等の事務を専門の業者に委託することができます。

4 受託者の信託法上の義務

信託法上、受託者には様々な義務・責任が課されています。主なものは次の通りです。

(1)善管注意義務(法 29 条 2 項)

受託者は善良な管理者の注意をもって信託事務を処理しなければなりません。

(2)忠実義務(法 30 条)

受託者は、自分のためではなく、委託者のためでもなく、受益者のため、忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければなりません。忠実義務の具体的内容として、受託者は利益相反行為(たとえば、土地が信託財産の場合、それを受託者が自らの固有の資産とするよう買う行為が該当します。)等を行うことはできな

いこととされています(法 31 条、32 条)。

(3)分別管理義務(法 34 条)

受託者は、信託財産に属する財産と自分の固有財産を、信託法が定める方法により分別して管理しなければなりません。

(4)信託事務を委託した第三者に対する監督義務(法 35 条 2 項 3 項)

(5)信託事務に係る帳簿等の作成等、報告及び保存の義務(法 36 条、37 条)

受託者は、信託事務に関する計算、信託財産や信託財産に係る債務の状況を明らかにするため、法務省令の定めに従い、信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録を作成し、毎年一回、一定の時期に、貸借対照表、損益計算書その他の書類又は電磁的記録を作成しなければなりません。そして、受託者は、その内容を受益者に報告しなければなりません(信託契約等にこれを軽減する定めをすることはできますが、信託財産の保全や受益者の利益の観点からリスクがあります。)。さらに、その作成の日から10年間、当該書類又は電磁的記録を保存しなければなりません。

5 受託者の損失てん補責任等(法 40 条)

受益者は、受託者がその任務を怠ったことによって信託財産に損失が生じた場合は、当該損失のてん補を、信託財産に変更が生じた場合は、原状の回復を求めることができます。

6 税法上の義務(一般的なもの)

信託財産に係る収益の額の合計額がその年で3万円以上ある場合には、受託者は、翌年の1月31日までに信託の計算書及びその合計表を受託者の住所地の税務署に提出する必要があります。信託の計算書には、信託財産に係る資産・負債及び収益・費用等を記載しなければなりません(所得税法 227 条)。

7 終わりに

親族間で気軽に始められる家族信託でも、以上の通り、受託者の責任・義務は軽くありません。受託者の業務は通常一時的・短時間で終わるものでもないため、信託財産又は信託事務の内容にもよりますが、受託者の業務に対する感謝の気持ちを示すため、信託財産から受託者に相応の報酬を支払うこと(そのためには予め信託契約等に定めることが必要です。)を検討してよいのではないかと思います。